

高校生の法知識・法意見を踏まえた法教育のあり方の研究 —全国2000人調査の分析を通して

橋本康弘（福井大学）、小山治（京都産業大学）、小澤昌之（東京学芸大学）、
土井真一（京都大学）、根本信義（筑波大学）

本発表の目的は、我々の研究グループ（科学研究費補助金（B）一般 「現代中・高生の『法認識』の実態に挑戦する法教育プログラムの開発」を取得して研究を進めているグループ：発表者の他、橋場典子（立教大学）、磯山恭子（静岡大学）、桑原敏典（岡山大学）、中原朋生（川崎医療短期大学）、三浦朋子（亜細亜大学）、吉村功太郎（宮崎大学）、渡部竜也（東京学芸大学）から構成される）が行った全国の高校生を対象とした法知識・法意見・法意識等に関する調査（2700 ケース 5 都府県 14 校）の結果を報告するとともに、その調査結果の分析を明らかにし、その調査結果から見えてくる法教育の課題について言及することにある。

我々の研究グループでは、従来の法教育研究、とりわけ、アメリカ合衆国の法関連教育（Law-Related Education）を「下敷き」にした規範研究や開発研究だけでは十分ではなく、現在の子どもたちがどのような法に関する知識や意見等を持っているのか、その「傾向性」とそのような「傾向」になっている原因を掴む研究が必要である（法教育に関する「子ども研究」といった問題意識を共有している。なぜ、「子ども研究」が必要なのか。その理由は、その「傾向性」や原因を踏まえた法教育研究を行うことが、法教育をより実質化することになるからである。

本発表では、次のようなりサーチ・クエスチョンを明らかにすることで、本発表を進めていきたい。詳しくは、当日配布のレジュメを参照頂きたい。

Q1:高校生の法認識の実態はどうなっているのか（実態に関する問い）。

Q1-1 法知識の到達度はどうなっているのか。

Q1-2 法意見の分布はどうなっているのか。

Q1-3 法意識の分布はどうなっているのか。

Q1-4 法知識と法意見の対応関係（一致・不一致）はどうなっているのか。

Q2 どのようにすれば、中高生の法認識を向上させることができるのか（実践に関する問い）。

Q2-1 どのような者の法知識の到達度が高いのか。

Q2-2 どのような者の法意見が適切なのか。

Q2-3 どのような者の法知識と法意見が一致している（いない）のか。